



アメリカへ入国「ビザは？」

北陸銀行 ニューヨーク駐在員事務所
所長

馬場 正樹



I-94「Arrival/Departure Record」
(到着・出発記録)のサンプル

日本はアメリカの「ビザ免除プログラム」の対象国(41カ国あり)であり、最大90日までの短期滞在でアメリカに渡航する場合は、「ESTA(電子渡航認証システム)」に事前登録しておくことで、「ビザ(査証)」なしでアメリカに入国することができます。ただし、この制度はあくまでも観光や会議・商談・展示会視察など「現地で報酬や所得が発生しないごく短期の出張」の場合に限られており、これ以外の目的でアメリカへ入国しようとする場合は、必ずその渡航目的に沿ったビザを取得しなければなりません。

アメリカのビザは、表1のとおり渡航目的に応じて多くの種類がありますが、今回は日本企業がアメリカの現地法人などに社員を派遣する際に利用される「Eビザ」と「Lビザ」について概要を紹介します。

表1 アメリカの主なビザの種類

| 種類 | 渡航目的 | 種類 | 渡航目的 |
|-----|---------|------|-----------------|
| B-1 | 短期出張、商用 | H-1B | 専門家(特殊技能職) |
| B-2 | 短期観光 | K-1 | 米国民の婚約者 |
| E-1 | 貿易駐在員 | K-3 | 米国民の配偶者 |
| E-2 | 投資駐在員 | L | 企業内転勤者(管理職・専門職) |
| F | 学生 | M | 職業訓練生(専門学校) |

※その他多くの種類あり。詳細は在日米国大使館のウェブサイトを参照ください。https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/#NIV



1. 企業側にも必要な手続きがある

パスポートに貼ってもらうビザの申請そのものは派遣される個人(社員)が在日米国大使館・領事館で行いますが、EビザやLビザでは、派遣元の日本企業側や受け入れる米国現地法人などで“事前に”必要な手続きがあります。

Eビザ：派遣元の日本企業(本社)が要件に合致した会社なのかを事前に在日米国大使館がチェック
Lビザ：赴任してくる人が要件に合致した人なのかを、米国現地法人を介して事前に移民局がチェック

(1) Eビザでは派遣元の企業に対する審査が必要

Eビザには、商社など「日本との貿易を主業務とする現地法人等への派遣者」のための「E-1」と、「アメリカ国内に一定規模の投資を伴う事業を行う現地法人等への派遣者」のための「E-2」があります。各ビザの主な特徴は表2のとおりです。

表2 Eビザの種類と資格

| 種類 | 資格 |
|-----|---|
| E-1 | 日本人や日本の会社が50%以上を出資、かつ国際貿易の50%以上が日米間の取引である現地法人等への派遣が対象。貿易額も「相応の規模」が求められ、かつ、貿易関係は単発ではない継続的なものである必要あり。 |
| E-2 | 米国事業に新規出資、またはすでに出資している現地法人等への派遣。当該事業から十分な収益が上がる(予定である)ことが条件。必要投資額や収益の具体的な基準はなく、各申請企業の事業内容による。事業内容は実態のあるものとし、規模は問われないが、当該事業を成長・促進させる目的と計画が求められる。 |

※Eビザ赴任者の配偶者や21歳未満の未婚の子供も、E-1/E-2 Dependent Visaにより同行することができます。

Eビザで米国へ派遣される社員がいる日本企業では、派遣者個人が“ビザ申請する前”に、当該日本企業がEビザの対象企業としての「Eカンパニー」事前登録を在日米国大使館で行う必要があります。また、Eカンパニーの要件を満たしているかの定期的な審査もあります。なお、アメリカ国内の移民局(USICS)への事前申請は不要です。

E-1もE-2も、その貿易額や投資額、収益の規模などに明確な基準はなく、申請企業の事業内容によって審査を担当する在日米国大使館・領事館の担当領事が判断します。Eビザの対象者は、米国に出資する投資家本人、または現地法人の役員、管理職や特殊技術者と

して派遣される社員となります。また、Eビザは日米間の条約に基づくものであるため、①現地法人の所有者は日本人あるいは日本の企業であること、②Eビザで赴任する人は日本人であることが必要です。

(2) Lビザでは米国内での手続きが必要

Lビザは「企業内転勤ビザ」とも呼ばれており、日本から米国内の現地法人や駐在員事務所などに赴任する際に利用できるビザです。Lビザには、「管理職や役員（幹部）」として赴任する「L-1A」と、「専門知識を有する者」として赴任する「L-1B」があります。ちなみに、筆者は駐在員事務所長として「L-1A」で入国しています。LビザはEビザとは異なり、赴任する者の国籍要件はありません。特徴は表3のとおりです。

表3 Lビザの種類と資格

| 種類 | 資格 |
|------|---|
| 共通 | 赴任先のアメリカ企業等と同じグループの海外企業等からの赴任であること 赴任前3年間のうち最低1年は当該グループ企業で勤務していること（管理職・役員として、あるいは専門知識を持つものとして勤務） |
| L-1A | 赴任前は管理職・役員として勤務しており、赴任後も管理職・役員として勤務すること |
| L-1B | 赴任前は専門知識を持つものとして勤務しており、赴任後も専門知識を要する職務を担当すること |

※Lビザ赴任者の配偶者や21歳未満の未婚の子供も、L-2ビザにより同行することができます。

Lビザで米国へ赴任する社員がいる日本企業では、「赴任前に」赴任者を受け入れる「アメリカ現法／日本企業の現地事務所など」が申請者となって、米国の移民局（U.S. Citizenship and Immigration Services：USCIS）に対して赴任者がL-1AまたはL-1Bの資格を満たしていることを説明する請願書を提出する必要があります。

この請願書には、赴任前に管理職・役員として、あるいは専門知識を有する者として従事していた実績、および赴任後の職務内容などの資格要件について、詳細な資料を添付して説明し、移民局の審査官を納得させなければなりません。これらの資料は時に膨大な量になりますが、資料が日本語の場合は当然ながら英訳のうえ提出しなければなりません。また、L-1Bにおける「専門知識」は、申請企業の製品・サービス・研究・設備・技術などに関する、かなり高水準の内容が要求されるため、説明資料についても十分精査しておく必要があります。

申請書の審査において、審査官が納得しない場合は、「質問状」により追加資料を要求される場合があります。また、質問されることもなく、いきなり「却下」される場合もあります。2022年のあるデータでは、L-1ビザ全体の申請のうち約16%が却下されていますが、申請の3分の1以上に対して質問状が出され、そのうちの約3分の1が却下されているようです。つまり、質問状が出ると最終的に却下される確率

も高くなることから、申請に際しては質問状が来ないよう、正確かつ審査官を納得させられるだけの資料を提出することが重要です。なお、前トランプ政権時代の「Buy American, Hire American」スローガンによりLビザの審査が厳しくなったと言われており、11月の大統領選でトランプ氏が再選されると、Lビザの取得が再度難しくなるかもしれません。

アメリカのビザ申請には、移民法に沿った申請資格や申請方法を遵守する必要があり、また移民法も随時改定があります。そのため、アメリカのビザ申請に際しては、移民法専門の弁護士等の専門家に相談しておくといでしょう。



2. ビザは滞在許可とは異なる

ビザ＝「滞在許可」と混同されがちですが、ビザとは「アメリカに入国する特定の資格があることを証明するもの」であり、滞在許可ではありません。ビザにも有効期限がありますが、この期限は「その日まではビザが認めた資格でアメリカに入国できる」というものであり、「その日までアメリカに滞在できる」ということではありません。

滞在許可は、通常、入国審査（イミグレーション）時にビザやパスポート、移民局発行の申請認可通知書、場合によっては渡航に関する関係書類などを確認の上、入国管理官の権限で決定されますが、管理官の判断によっては、合法的なビザを保有していても入国が認められないケースや、短い期間の滞在しか認められないケースもあります。

通常、入国スタンプに滞在可能期限の日付が書き込まれますが、アメリカの場合は「I-94」※というオンライン上のフォーム（「Arrival/Departure Record」（到着・出発記録））に滞在期限が入力されます。

滞在期限は通常ビザの有効期限より短いことが多く、期限が来る前に移民局などでI-94を更新・延長する必要があります。手続きには時間がかかる場合があり、I-94の滞在期限を過ぎてしまうと「不法滞在」となりますので、将来のビザ取得やアメリカ入国に支障をきたすおそれがあります。

アメリカは移民の国であり、出入国については自由なイメージがありますが、実際は「移民法」のもと、厳格な出入国管理がなされており、渡航・入国目的に沿ったビザの取得はとても重要です。ビザ取得には時間も費用もかかるため、従業員などの海外派遣においては、正確な申請資料および添付資料を作成し、弁護士とも相談のうえ、相当の余裕を持って準備しておくことをお勧めします。

※ 自身の最新のI-94は、US Customs and Border Protection（CBP）の公式ウェブサイトを確認、印刷することができます。
<https://i94.cbp.dhs.gov/i94/#/recent-search>